

日本比較文学会中部支部規約

第1章 総 則

第1条 名 称

本支部は日本比較文学会中部支部と称する。

第2条 組 織

1. 本支部は主として中部地方およびその周辺に居住または勤務する日本比較文学会会員をもって構成する。
2. 支部の事務局の設置は支部長が決定する。

第2章 目的および事業

第3条 目 的

本支部は中部地方会員相互の密接な連絡をはかるとともに、内外の関係団体および研究者と協力し、比較文学・比較文化の発展に寄与することを目的とする。

第4条 事 業

本支部は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 研究活動（支部大会・研究発表などの開催）。
2. 内外諸団体および研究者などとの学術交流。
3. その他必要と認められる事業。

第3章 機 関

第5条 役 員

本支部に次の役員をおく。

- | | | | | | |
|---------|----|-----------|----|---------|-----|
| 1. 支部長 | 1名 | 2. 代表幹事 | 1名 | 3. 幹事 | 若干名 |
| 4. 事務局長 | 1名 | 5. 事務局長代理 | 1名 | 6. 会計監査 | 1名 |

第6条 任 務

役員の任務を次のように定める。

1. 支部長は本支部を代表し、会務を総括する。
2. 幹事は、幹事会を構成し、会の運営に当たる。幹事会は支部長がこれを招集する。
3. 代表幹事は幹事会を代表し、必要と認められる場合には支部長の任務を代行する。
4. 事務局長は事務局の運営に当たり、必要と認められる場合には支部長および代表幹事の任

務を代行することができる。

5. 事務局長代理は事務局長を補佐し、必要と認められる場合には事務局長の任務を代行することができる。
6. 会計監査は会計を監査する。

第7条 選 任

役員の選出方法および任期を次のように定める。

1. 支部長および会計監査は、支部幹事会の互選によって推戴された者を支部総会で承認する。
2. 幹事、代表幹事、事務局長、事務局長代理は、支部長が指名した者を支部総会で承認する。
3. 役員の任期は2年とする。ただし重任を妨げない。

第8条 総 会

1. 支部総会は年1回、また必要の場合は臨時に、支部長がこれを招集する。
2. 総会の議決は出席会員の過半数による。

第4章 会 計

第9条 会 計

本支部運営の経費は、会員が本部事務局に納入した会費の還元金その他の収入をもってこれに充てる。

第10条 報 告

会計報告は、会計監査の承認を得た上で、毎年1回総会で行う。

第5章 規約の変更

第11条 規約の変更

本規約の変更は、総会の議決を経なければならない。

付則

本規約に定めない事項については、日本比較文学会の会則を準用する。

本規約は、平成5年（1993年）6月1日から施行する。